

介護保険料の減免

低所得者減免

介護保険の保険料は、前年の所得に応じ、毎年度決定されていますが、保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合のほか、災害や不慮の事故等に関する減免制度を下記のとおり設けています。

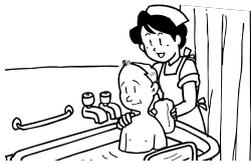
保険料段階が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階までの方で、次のすべての要件に該当する方

なお、これらの減免には申請が必要ですので、要件に該当すると思われる場合は、制度の詳細について介護保険課に問い合わせください。

減免の可否は、市の基準により資産調査などの結果に基づき決定しますので、申請をしても適用できない場合があります。



市県民税が課税されている方に、住居、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市県民税の課税上または医療保険の被扶養者になっていないこと
 資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められること（資産には土地家屋、有価証券、貴金属、預貯金などを含む）
 前年の収入金額が、下表の要件を満たしていること



区分	収入金額	減免額
第1段階・第2段階	単身世帯 減免申請者の属する世帯の年間収入計が60万円以下	決定額の2分の1を減免
	世帯員が2人以上の世帯 減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入計が60万円 + 30万円 × (世帯員の人数 - 1) 以下	
第3段階	単身世帯 減免申請者の属する世帯の年間収入計が60万円以下	決定額の3分の2を減免
	世帯員が2人以上の世帯 減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入計が60万円 + 30万円 × (世帯員の人数 - 1) 以下	
	単身世帯 減免申請者の属する世帯の年間収入計が120万円以下	決定額の3分の1を減免
	世帯員が2人以上の世帯 減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入計が120万円 + 60万円 × (世帯員の人数 - 1) 以下	

その他の減免

次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか一定額以下の方

- ・災害により、住宅、家財などの財産に著しい損害を受けた方
- ・世帯の生計を主として維持する方が、死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院したことにより、収入が著しく減少している方
- ・世帯の生計を主として維持する方の収入が、失業などにより著しく減少している方



- ・世帯の生計を主として維持する方が、農作物の不作、不漁などにより著しく減少している方
- ・無年金外国籍高齢者福祉給付金を受給している方
- ・刑務所、拘置所、その他これに準ずる施設に1カ月以上にわたり拘禁された方

《問合せ》介護保険課介護係
 係 ☎ 24・2401

平成20年度
 特定疾患医療受給者証
 更新交付申請手続き

対象 有効期限が9月30日の特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、10月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望する方
 必要書類等

- ・更新交付申請書
- ・臨床調査個人票（診断書）
- ・患者の健康保険証の写し
- ・世帯全員の前年の所得税額を証明する書類（一部省略できる場合があります。申請窓口で確認ください）
- ・世帯全員の住民票
- ・重症申請書（）
- ・重症申請用診断書（）

（）重症申請する方のみ
 申請期限 9月30日（火）
 その他 受給者証は、申請から手元に届くまで、審査会を経て1カ月程度かかります。受給者証が10月までに届くよう、できるだけ8月中旬までに申請してください。
 《問合せ》豊岡健康福祉事務所保健指導課
 ☎ 26・3662

「コウノトリ子育て支援メッセージ」

とよおか子育て家庭応援カード事業 協賛店募集!

応援します あなたの子育て

市では、豊岡の未来を担う子どもたちの「明るい笑顔」と「夢」を育むとともに、子どもを安心して産み、楽しく育てられるよう、商業者などと連携し、子育て家庭を応援する事業を昨年12月から始めました。

18歳未満の子どもや妊娠中の方が居る家庭に発行する「とよおか子育て家庭応援カード」を提示することで、この事業に協賛していただいているお店が提供するいろいろなサービスを受けることができます。



協賛店募集

市では、事業に協賛いただける企業・事業所・店舗を募集しています。

受付期間

随時受付

協賛店になったら

店頭掲示用のステッカーをお渡しします。

また、市のホームページなどで各企業・事業所・店舗の取組内容を紹介します。

申込方法

商工課、各総合支所地域整備課の窓口で備付の「とよおか子育て家庭応援カード事業参加申込書」に必要事項を記入の上、メール、ファックスまたは郵送などで申し込みください。



また、申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

協賛内容の例

(例1) 料金の割引

特定日の割引、ポイント加算、子ども用品割引など

(例2) 行事の開催

子育て教室、子ども向け行事の開催など

(例3) 子ども用施設などの提供

プレイルーム・授乳室設置、ミルク用のお湯提供など

その他、各店独自のサービスを提供してください。

カードをお持ちでない方へ

18歳未満の子どもや妊娠中の方が居る家庭で、カードをお持ちでない方は、商工課、市民課、健康増進課、各総合支所地域整備課、市民生活課または健康福祉課の窓口で申請してください。



《申込み・問合せ》

商工課

☎ 23 - 4480

FAX 22 - 3872

メールアドレス

shoukou@city.toyooka.lg.jp



とよおか子育て家庭応援カード事業に新たに登録いただいた協賛店を紹介します

(7月1日現在)

業種	協賛店名	サービス内容	住所	電話番号
パン	工房グリーン	全商品10%引き	城崎町湯島908	32 - 3367
中華料理	チャイナ(中華料理店)	飲食代10%引き	城崎町湯島783	32 - 4122
喫茶	喫茶 あやめ	切絵ハガキプレゼント ミルク用お湯提供 授乳場所の提供	城崎町湯島433	32 - 3318

カードを利用の際は、必ず事前にカードを提示の上、協賛店にサービス内容を確認ください。既登録304店は、4月10日発行の市広報第72号をご覧ください。